

2003年(平成15年)7月24日(木曜日)

「死亡届って葬儀社の人が出すんでしょ」。そう思っている人は少なくない。確かに、葬儀の現場では、葬儀社の社員が親族などの認印と医師の死亡診断書をもって役所へ出向く姿を見かける。しかし、彼らはおくまで使者なのだ。

一昔前まで、死亡届を誰が出すかというごまは、間接的に非同居の親族を認めることもなかった。

人生 締めくくろう

自分らしく最期

松島 知城

④

しかし、今は違う。本人との契約に基づいて死後の事務を行う生前契約の活動を私たちが始めて10年になるが、法律が現状に合わなくなったと感じる。

戸籍法によると、医師にもらった死亡診断書などを添えて、本籍地・死亡した場所・届け出人の住所地のいずれかの市区町村役場に死亡届を出さなければならぬ。

でも、彼らに法律上の義務はなく、届け出を拒否されることもある。

少子化、非婚、子どもを持たない夫婦も珍しくない。それに加えて、親族関係の希薄化も急速に進む中で、法改正も含む早急な対応策が求められる。

私たちが、生前契約を結んだ人の火葬を行う場合も、苦肉の策でのごまがある。

死亡届出せるのは？

死者が自分の家に住んでいた場合、私たちは「家屋管理人」の資格で届け出をする。本人との生前契約では、入院時の保証や身約を担ううち、契約も受託することが多いので、「広義の管理人」として大抵は無事に受託される。

しかし、公団住宅に住んでいたケースで、困ったこともあった。このときも、「広義の管理人」として死亡届を出し、いったんは受託されたが、後から、公団職員を採り当てて死亡届の住宅を民間のNPOが管理しているのは変、と苦情がとて不受理となった。そう

で、後はお任せします」と一言。その場に緊張感がみなぎった。

(NPO法人代表)

老いしたく読本

毎週木曜日に掲載



埋葬までの手続きも見直しを求められている二東京都豊島区のすがも平和霊苑で、小林秀写す